

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	… 2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	… 3
貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年8月分)	… 8
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	… 12

令和5年9月20日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年9月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	千葉中央バス株式会社 (法人番号：7040001004824) 代表者 新井 靖彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県千葉市緑区鎌取町273-4 (千葉営業所) 千葉県千葉市緑区辺田町2-6
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年12月12日及び令和4年12月23日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転基準図の作成義務違反(運輸規則第27条第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年9月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年9月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	千葉中央バス株式会社 (法人番号: 7040001004824) 代表者 新井 靖彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県千葉市緑区鎌取町273-4 (千葉営業所) 千葉県千葉市緑区鎌取町273-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和4年12月12日及び令和4年12月23日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2) 点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(3) 乗務等の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(4) 運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(5) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年9月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年9月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社武元重機 (法人番号: 9140002034973) 代表者 武元 俊二
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 兵庫県丹波篠山市藤之木528-2 (東京営業所) 東京都江東区東陽4-8-10-704
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和5年6月12日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

令和5年9月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年9月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社スマイルコーポレーション (法人番号: 3030001067289) 代表者 馬場 由美子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県越谷市レイクタウン1-18-19 (埼玉営業所) 埼玉県吉川市大字上内川字上道向1926-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年6月28日及び令和5年7月19日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年9月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年9月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社都市交通（法人番号：3040002057627） 代表者 豊泉 達樹
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県印西市瀬戸1733-10 (本社営業所) 千葉県印西市瀬戸1382-6
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和5年4月18日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年9月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年9月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	アビコ西武観光株式会社（法人番号：2040001066704） 代表者 梶 陽介
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県我孫子市我孫子3-28-15 (本社営業所) 千葉県我孫子市我孫子3-28-15
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	令和5年5月30日及び令和5年6月12日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点検整備関係義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年8月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20230801	有限会社 トラスティ(法人番号8030002121032)代表者:木村 康之	埼玉県入間市宮寺4255	本社	埼玉県入間市宮寺4255	事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(160日車)	貨物自動車運送事業法第27条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年3月15日及び同年3月29日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(9)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第24条の4)、(12)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	46	46
20230801	箕輪運輸 株式会社(法人番号1020002022568)代表者:茂呂 信哉	神奈川県横浜市中区山下町279山下埠頭ビル307	本社	神奈川県横浜市中区山下町279山下埠頭ビル307	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年9月8日及び同年11月1日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	10	10
20230801	群馬運輸倉庫 株式会社(法人番号2070001022415)代表者:坂本 智宏	群馬県太田市矢田堀町281-1	本社	群馬県太田市矢田堀町281-1	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年7月19日及び同年9月13日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	4	4
20230801	広栄運輸 株式会社(法人番号5020001140870)代表者:樋田 慎吾	神奈川県横浜市鶴見区平安町1-46-1	本社	神奈川県横浜市鶴見区平安町1-46-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	道路交通法違反の疑いがある旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年4月12日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20230801	株式会社 弥生京極社(法人番号4020001019067)代表者:佐佐木 陽太	神奈川県横浜市鶴見区小野町45	本社	神奈川県横浜市鶴見区小野町45	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	労働局からの通報を端緒として、令和5年5月23日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	0	0
20230808	有限会社 アロートランスポート(法人番号3010802000846)代表者:小知和 憲二	神奈川県横須賀市武2-6-5	本社	神奈川県横須賀市武2-6-5	輸送施設の使用停止(60日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業法第23条	令和5年3月28日に輸送の安全確保命令をしたところ、命令違反が認められた。(1)輸送の安全確保の命令違反(貨物自動車運送事業法第23条)	34	6
20230808	関口運輸 有限会社(法人番号6060002040058)代表者:関口 一夫	栃木県佐野市豊代町580	本社	栃木県佐野市豊代町580	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年10月18日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	3	3

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年8月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20230808	株式会社 北関東啓和運輸 (法人番号9070001020016)代表者:大纏 明典	群馬県伊勢崎市柴町17-07	大泉	群馬県邑楽郡大泉町仙石3-30-2	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年10月25日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1
20230808	株式会社 エスユーロジ(法人番号2030001072505)代表者:清水 英次	埼玉県志木市上宗岡2-14-6	北関東事業所	茨城県古河市中田2359	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	公安委員会からの通知を端緒として、令和5年6月6日及び同年6月16日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20230817	有限会社 栃木北部運送(法人番号7060002024159)代表者:後藤 裕樹	栃木県那須塩原市東関根123	下野原	栃木県那須塩原市東関根字小林1-2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	労働局からの通報を端緒として、令和5年7月7日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	0	0
20230822	群馬運輸 有限会社(法人番号4070002018807)代表者:竹内 元樹	群馬県伊勢崎市茂呂南町4591	本社	群馬県伊勢崎市長沼町1514-1	輸送施設の使用停止(245日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年10月5日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第24条の4)	25	25
20230822	トーリク群馬 株式会社(法人番号3070001022785)代表者:武田 幸子	群馬県太田市岩松町59-3-1	本社	群馬県太田市岩松町59-3-1	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年9月26日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)整備管理者の変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条)、(8)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	9	9
20230822	松崎梱包運輸 株式会社(法人番号2010601020914)代表者:先崎 宣男	東京都墨田区立花5-1-5-1	本社	東京都墨田区立花5-15-1	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年9月28日及び同年11月7日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(9)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	9	9

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年8月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20230822	三成工業 株式会社(法人番号8011601002649)代表者:橋本 賢一	東京都練馬区富士見台4-29-8	本社	東京都練馬区富士見台4-29-8	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年1月26日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	9	4
20230822	株式会社 丸輝ライン(法人番号1030001073371)代表者:丸重 恒二	埼玉県川口市大字里385	本社	埼玉県川口市大字里385	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年10月12日及び同年11月2日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	10	10
20230822	株式会社 システム(法人番号6030001068813)代表者:佐々木 昭雄	埼玉県坂戸市大字善能寺387-3	栃木	栃木県矢板市木幡171-1	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年10月12日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	1	1
20230829	株式会社 金宝堂(法人番号3040001071182)代表者:仲村和明	千葉県野田市中野台440-8	株式会社 金宝堂	千葉県野田市中野台440-8	輸送施設の使用停止(250日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年8月17日及び同年9月16日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)点呼記録の改ざん(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)乗務等記録の改ざん(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(10)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	25	25
20230829	株式会社 栄鈴(法人番号9060001012559)代表者:鈴木 祐太	栃木県那須塩原市鍋掛1475-411	本社	栃木県那須塩原市鍋掛1475-411	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年9月29日及び同年10月14日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事故惹起運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	10	10

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年8月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分点数
20230829	東京アンデス物流 株式会社 (法人番号1020001054042)代表者:若林 文和	神奈川県横浜市港北区新羽町1221	横浜	神奈川県横浜市港北区新羽町1223	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年10月18日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(10)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)	6	6
20230829	株式会社 グローバルインベーション(法人番号1030001125288)代表者:奥田京子	埼玉県朝霞市仲町1-6-32	本社	埼玉県朝霞市仲町1-6-32	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年9月2日及び同年9月9日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	4	4
20230829	株式会社 NKS(法人番号9070001025799)代表者:塩浦和乎	群馬県佐波郡玉村町飯塚277-6	本社	群馬県佐波郡玉村町大字飯塚277-6	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月4日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	3	3
20230829	株式会社 松本土木(法人番号6010901011394)代表者:高田 健司	東京都世田谷区玉堤1-21-19	本社	東京都世田谷区玉堤1-21-19	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年4月21日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
20230829	シグマベンディングサービス株式会社(法人番号7030001004180)代表者:平澤繁樹	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目9-1	高崎	群馬県高崎市八幡町227	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	労働局からの通報を端緒として、令和5年7月19日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和5年9月25日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	大谷田運送 株式会社
	代表者名 石坂 英巳
	埼玉県草加市小山1-5-19
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所
	東京都足立区佐野2-11-9
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分30日間及び輸送施設の使用停止処分160日車
(5) 主な違反事項	点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～3項）
(6) 違反行為の概要	<p>法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年1月20日及び同年3月3日監査を実施。15件の違反が認められた。</p> <p>(1) 疾病のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）</p> <p>(2) 点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～3項）</p> <p>(3) 乗務等記録の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項）</p> <p>(4) 乗務等記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項）</p> <p>(5) 運行記録計による記録義務違反（貨物軽自動車運送事業輸送安全規則第9条）</p> <p>(6) 運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(7) 高齢運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(8) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(9) 整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5）</p> <p>(10) 運行管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項）</p> <p>(11) 運行管理者の解任届出違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条）</p> <p>(12) 事業計画（営業所、自動車車庫及び休憩睡眠施設）の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）</p> <p>(13) 事業計画（事業用自動車の種別ごとの数）の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）</p> <p>(14) 事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入（貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号）</p> <p>(15) 報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項、貨物自動車運送事業報告規則第2条の2）</p>
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 46点
	当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 46点